

文化財通信くまもと

第16・17号

平成11年3月
熊本県教育委員会

平成7年度～平成10年度

国指定・県指定の新指定文化財特集



国重要文化財（建造物）

紙園橋 1 基

附 石造記念碑（天保3年）

所在地 本渡市船之尾町、同中央新町

指定年月日 平成9年12月3日

所有者 本渡市

下流から見た紙園橋

概要

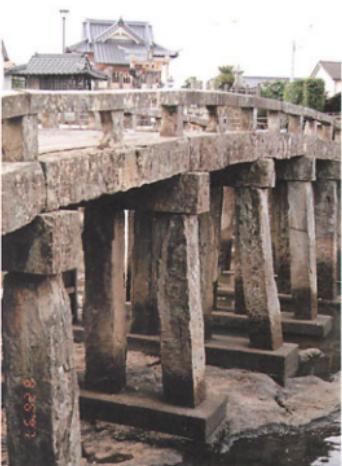
紙園橋は、天草下島の本渡市街地の中央を西から東に流れる町山口川に架けられた長さ約28.6メートル、幅約3.3メートルの石造桁橋です。右岸に建てられている石造記念碑によれば、町山口村の庄屋大谷健之助を発起人として、地元の下浦石工の辰右衛門等により天保3年（1833）に建てられたことが分かります。

橋脚は、河床の岩盤を穿ったなかに一列5本の切石を約2.5メートル間隔に9箇所、計45本が建てられています。

洪水による橋の崩壊を防ぐ工夫として中央部が両側堤防よりも約1メートルほど高く造られていています。

また、上流側の橋脚は四角い石材の角を上流側に向けて、水切りとしているのに対して、下流側の橋脚は増水時の水圧に耐えるよう、足元を外側に開いて設置されています。

紙園橋の石材は、近くの下浦で取れた砂岩を利用したもので。ここには、肥前石工を起源とする「下浦石工」が形成され現在に至っています。下浦石工は、石造アーチ橋が多数点在する九州地方において、敢えて石造桁橋を造ったもので、その架橋技術には見るべきものがあります。



右岸より橋脚を望む

国重要文化財（建造物）

三井石炭鉱業株式会社三池炭鉱旧万田坑坑施設 1号

第二堅坑巻揚機室（巻揚装置1基（安全装置付）、ウインチ2基を含む）1棟、第二堅坑櫓1基、倉庫及びポンプ室（煉瓦造排水路を含む）1棟、安全燈室及び浴室1棟、事務所1棟、山ノ神祭祀施設1郭

所在地 熊本県荒尾市原万田字蓮池250番地2ほか

所有者 三井石炭鉱業株式会社

指定年月日 平成10年5月1日

概要

三池炭鉱は、明治22年(1889)に国から三井組に払い下げられ、國琢磨等の努力により採炭技術の近代化が急速に進められたもので、明治・大正・昭和を通じ我が国の近代化の牽引役を担い、各種産業の勃興・発展を促しました。

とりわけ戦後の我が国の復興には大いに寄与しましたが、エネルギー革命や内外炭価格差などにより経営環境が悪化し、平成9年(1997)3月に閉山しました。

万田坑は明治35年(1902)11月から出炭を開始していますが、当時の最先端の技術導入がなされ、明治・大正期における最大級の炭鉱施設となりました。昭和26年(1951)に採炭を中止、その後は排水等の役割を担っていました。

万田坑は、巻揚機室をはじめ一連の施設が残されていて近代炭鉱施設として、我が国の近代化を知るうえで欠かすことのできない貴重な近代化遺産です。

①第二堅坑巻揚機室：煉瓦造二層構造で、上層部分にはケージ昇降用の巻揚装置が設置されています。当初は蒸気ににより稼働していましたが、後に電動機の導入がなされました。明治42年(1909)ころの建物です。

第一坑の揚炭に対し、第二坑は人員昇降、排気、排水の機能がありました。

②第二堅坑櫓：銅製で四本の主脚と、巻揚機室に取り付く補助脚2本があります。銅製櫓は、コンクリートの基部上に建てられ、その高さは18.8メートルです。明治41年(1908)完成しました。

③倉庫及びポンプ室：煉瓦造、平屋建。九部屋に分かれ地下に空間があり、水槽が設けられています。当初は、排気を行うための扇風機を納めた施設です。明治38年(1905)ころに建設されました。

④安全燈室及び浴室：煉瓦造、平屋建。坑口側より安全燈室、浴室、脱衣室が並んでいます。これらは、採炭を中止した後の坑道管理者のために改造されたもので、当初は扇風機の機械室と推測されます。明治38年(1905)ころに建設されました。

⑤事務所：煉瓦造、二階建。一階は職員用ロッカーハウスなどで、二階は事務室となっています。大正期の建物とみられます。

⑥山ノ神祭祀施設：山ノ神石祠やその基壇と石灯籠2基、煉瓦の圓いからなります。山(炭鉱)の安全を願い建立されたものです。石祠は大正5年(1916)、灯籠には大正6年(1917)と7年(1918)の銘があります。



第二堅坑櫓（左）と第二堅坑巻揚機室（右）



安全燈室及び浴室（手前）と事務所を望む



巻揚機



山ノ神石祠

国重要無形民俗文化財

菊池の松囃子

所在地 菊池市隈府
保持団体 御松囃子能保存会
指定年月日 平成10年12月16日

概要

菊池の松囃子は、菊池市に伝承される芸能で、毎年10月13日の菊池神社の秋の大祭に慣良親王ゆかりの将軍木と称するクスの大木に向かって建てられた能舞台で演じられます。

松囃子とは、中世に流行した芸能で、元来は新春に祝言を述べて色々な芸能を演じたものです。その芸能の種類から能・狂言系とつくりのや仮装などの風流系に大別され、菊池の松囃子能は能・狂言系です。

起源については、南北朝時代、菊池十五代武光公が慣良親王をお迎えした際、年頭の祝儀として正月2日に菊池本城で催したのが始まりと伝えられています。

菊池の松囃子は、舞人1名、地方(謡)数名、大鼓2名、太鼓1名の囃子方、及び後見(介添え役)1名によって演じられます。

演技は三段構成で、初段は舞人が立ち上がり祝言を述べ、二段目は地方と囃子に合わせて笛を持って三番叟風の舞を舞います。三段目では、舞人は笛を扇に持ち替え舞い納めます。

舞いの振りが古風であり、謡の調子にも素朴な要素をとどめていて、中世の松囃子の一形態を伝えるものとして特に重要な能であり、能の変遷過程を知る上で貴重なものとなっています。



菊池の松囃子



菊池の松囃子

重要無形文化財「能楽」の保持者の団体の構成員の追加認定

栗田亮藏氏

住 所 八代市本町2-4-48
認定年 平成10年

概要

能楽は、総合指定として昭和32年12月4日付けて国指定されたものです。

栗田氏は、保持者の団体社団法人日本能楽会の会員で、その構成員としての追加認定を受けたものです。

今回の保持者の追加認定により57名の増加となり、その構成員は全体で413名となります。

熊本県の重要無形文化財の認定者は下記の3名を含めて4名となります。

宮原康寿 昭和50年5月28日認定
黒田 勝 昭和50年5月28日認定
狩野丹秀 昭和61年4月28日認定



栗田亮藏氏

国指定史跡

熊本藩細川家墓所

所在地 熊本市黒髪4丁目653 他7筆
熊本市横手2丁目1185 他1筆
指定面積 96,867.56m²
所有者 熊本市・細川護貞
指定年月日 平成7年11月28日

概要

熊本藩主細川家の菩提寺は、黒髪の泰勝寺と横手の妙解寺の2箇所にありました。

泰勝寺は、細川忠興が寛永14年(1637)に建立した寺です。ここには、特に御廟のなかに細川義孝、忠興夫妻、ガラシャ夫人の墓が安置されています。また、剣豪武蔵の墓や苔園など庭園としても見るべきものがあります。

妙解寺は、細川光尚が寛永19年(1642)に建立した寺です。忠利らの墓があるほか、森鷗外の小説「阿部一族」のモデルになった阿部弥市右衛門らの殉死者の墓もみることができます。

両寺ともその規模の大きさから、大名家墓所の代表的なものとされています。



妙解寺の廟



泰勝寺の苔園

国指定史跡

池辺寺跡

所在地 熊本市池上町字西平山3050-1-11 他4筆
指定面積 6,295m²
所有者 熊本市
指定年月日 平成9年9月11日

概要

池辺寺は、金峰山の南東側に位置し古代から近代(明治年間)まで続いた寺院です。和銅年中(708~714)に元明天皇の発願により創建されたと伝えられています。池辺寺関連の遺跡は、池上町に点在していますが今回の対象地域は、調査の進んだ宝塚地点で、建物の基壇と石積み造構が極めて良く残されたところです。

東向きに造られた建物の基壇は、北側が失われていますが全体で20m四方の範囲に、中央、北、南、東、東北、東南の6区画が確認されます。

建物群跡の背後斜面には、東西及び南北とともに55mの範囲に石積み造構群が東西10列・南北10列で一部失われてはいますが、整然と配置されています。

石積み造構群から石製の軸輪や宝珠などが出土していることから、石積みの上には塔が立てられていたと思われます。出土遺物は、布目瓦、土師器、須恵器、石造物などで、これらから建物群や石積み造構は、平安時代初期に造営され、建物は平安時代中期まで継続したとのみられます。

このような石積み造構を伴う寺院跡は、全国的にも類例が多く、また、特殊な建物群の配置など、平安時代の山岳寺院の性格を知るうえで、学術上貴重な遺跡です。



池辺寺跡全景



建物の基壇

国指定史跡の追加指定及び名称変更

チブサン・オブサン古墳

名称変更 チブサン古墳からチブサン・オブサン古墳へ

追加指定地 山鹿市大字城宇西福寺1785番地

1786番地(オブサン古墳)

追加指定面積 1,152m²

所有者 国・熊本県

追加指定年月日 平成11年1月28日



チブサン古墳

概要

チブサン古墳は、熊本を代表する著名な装飾古墳の一つで、すでに大正11年10月12日に国の史跡として指定を受けています。

オブサン古墳は、チブサン古墳の北西約200mに位置する円墳で、直径約22m、高さ約4mで、内部に複室の横穴式石室があります。

オブサン古墳の特徴は、連續三角文などの装飾があり、また、石室の前面に突堤を持つ構造となっていることです。出土遺物や石室の構造などから、6世紀後半の築造とみられるもので、6世紀前に造られたとみられるチブサン古墳からオブサン古墳への変遷を知るうえで重要なものです。

国指定史跡の追加指定及び名称変更

岩原古墳群

名称変更 岩原古墳から岩原古墳群へ

追加指定地 鹿本郡鹿央町大字岩原字寒原3180番1

(寒原2号墳)

追加指定面積 103m²

所有者 国

追加指定年月日 平成11年1月28日



寒原2号墳

概要

岩原古墳群は、典型的な古墳時代中期の古墳群で、主墳である前方後円墳1基(岩原古墳、別称双子塚)とその周間に点在する8基の円墳で構成されています。

岩原古墳とその他7基の古墳は、昭和33年及び昭和59年に国の史跡の指定を受けていました。

この度、追加指定となりました寒原2号墳は、直径約12~13m、高さ2m前後の円墳で主体部には家形石棺が確認されていますが、遺物等については不明です。

一連の古墳群を形成するものとして、追加指定を受けたものです。

新たに県指定になった文化財

県指定重要文化財（建造物）

岩屋熊野座神社（本殿3棟・摂社2棟・御殿1棟・拝殿1棟・
鳥居1基）8棟 附 棟札

所在地 人吉市東間上町3,799番地（神社建物）

人吉市東間上町3,812番地地先市道敷（鳥居）

所有者 宗教法人岩屋熊野座神社宮司 竹下一成

指定年月日 平成8年3月13日

概要

岩屋熊野座神社の草創年は不明ですが、『球磨郡神社記』（元禄12年・1699）によれば、延徳年中（1489～1491）藤原為統公（相良第12代）の造営、天正年中（1573～1591）修復とあります。

本殿は3棟あり、中央殿に伊邪那美命（本地仏阿弥陀如来）、右脇殿に速玉男命（本地仏藥師如来）、左脇殿に事解男命（本地仏十一面觀音）を祀るものです。

後世の修補がありますが、細部の意匠や「麻郡神社私考」などの記録から、延徳年間に造営されたものとみられます。摂社は中央殿の両脇に位置しています。右摂社に役行者を祀りますが、左摂社の祭神は不明です。棟木に享保12年（1727）の墨書き銘があります。

御殿と拝殿は、享保12年の造営です。

神社参道の入り口の石造鳥居は、凝灰岩製の両部鳥居です。笠木高3.52m、柱間2.59mで、銘文から元禄14年（1701）の建立です。現存する石造鳥居では、球磨地方で唯一の両部鳥居であるとともに最古の鳥居となっています。

球磨地方の社寺建築を知るうえで学術上欠かすことのできない建造物です。



拝殿



左脇殿



八勝寺阿弥陀堂

県指定重要文化財（建造物）

八勝寺阿弥陀堂 1棟 附 廊子

所在地 球磨郡湯前町馬場区字長谷場5703-1番地

所有者 湯前町馬場分館共有（建物）

指定年月日 平成8年3月13日

概要

八勝寺阿弥陀堂は、球磨盆地に西面した山麓沿いにあります。八勝寺阿弥陀堂の建物は、建築様式等から15世紀後半とみられるものです。

現状の阿弥陀堂は、桁行3間、梁間3間、入母屋造で棟瓦葺、向拝がみられます。屋根は茅葺でしたが大正10年に瓦葺に変えられたものです。回縁や柱間の部材は損なわれていますが、当初からの部材が残されていて復原が可能であり、貴重な建物となっています。

堂内に安置されている厨子は、正面入母屋造、背面切妻、妻入、こけら葺です。厨子内に「作者賀吽」の墨書き銘があり、他の賀吽の遺品から推して、厨子の建立は16世紀後期とみられます。



厨子

県指定重要文化財（建造物）

須恵諱訪神社本殿及び宮殿 1棟・1基

所在地 球磨郡須恵村谷川2637番地

所有者 須恵諱訪神社奉賛会

指定年月日 平成9年10月20日

概要

須恵諱訪神社は、勅請年は不明で応永年間（1394～1428）の再興と伝えられ、当初は現在地より南西約1.4kmほど離れた湯ノ原にあったそうです。

本殿は、二間社流造の板葺きで、寸法は桁行2.666m、梁間2.514mあります。本殿の建立年代については、化粧材が柏鉢仕上げであることや、木鼻の様式などから、16世紀中頃の建立と見られています。

本殿内部中央に安置された宮殿は、こけら葺きで屋根に鳥（二羽のうち一羽は失われている。）が見られます。桁行0.54m、梁間0.28m、棟高0.64mあります。本組等の様式や中に安置されている神像の墨書銘から、天文21年（1552）に造られたものです。

なお、神像の墨書銘から、天文21年（1552）に現在地へ遷宮したことや、大槻那が藤原晴廣（相良家17代）と頼興であることなどが分ります。

覆屋で本殿を保護していることもあり、保存は良好で当時の形態を良く示しています。



須恵諱訪神社



宮殿

県指定重要文化財（建造物）

川西の宝篋印塔 1基

指定面積 109.09m²

所在地 府本郡菊鹿町大字下内田字1788

所有者 国

指定年月日 平成9年10月20日

概要

川西の宝篋印塔は、内田川沿いの洪積平野の水田のなかに、一辺がおよそ4m四方で、水田からおよそ1mほど盛り上がりした土壇上に建っています。

凝灰岩製で、地上高2.68m、基礎石の幅1.32m、塔身の高さ0.52m、塔身幅0.57mの堂々たる石塔です。

構造的な特色としては、基礎部や笠部はそれぞれ一石で造ることが一般的なのですが、本塔は切石を積み重ねてことや、隅飾りを別石としていることです。

隅飾りは4側のうち2側と、笠部の一部の積み石や相輪部分が失われています。

基礎部には、正和3年（1314）3月28日に建立されたことや、「大槻那地頭沙弥道妙」などの銘文が見られます。

熊本県で現存する宝篋印塔では最古であり、さらに、特色ある構造であることや建立の経緯が明らかであり、貴重なものとなっています。



川西の宝篋印塔全景

県指定重要文化財（建造物）

笠忠平の宝塔 1基

所在地 府本郡菊鹿町大字相良字西宮坂1005の3

所有者 猿渡幸則

指定年月日 平成9年10月20日

概要

宝塔は、相良觀音（相良寺）の東側の道向かいの雑木林のなかに建っています。塔身の上には、宝瓶印塔の基礎石と、五輪塔の風輪・空輪が乗せられています。

凝灰岩製で塔身部と相輪の下半分ほどが残されているものです。塔身の高さは0.67m、欠損した相輪の長さは0.45mです。

宝塔塔身の各面には、薬師形の梵字が見られます。梵字は黒色、迦葉座の花弁部、相輪部などは一部が赤色で彩色されています。

また、宝塔の塔身は一般的には円柱に造りますが、本塔では角柱にし上部をやや絞り、さらに隅切りしています。角の隅切り面に貴重な銘文が刻まれています。銘文から、西郷の住人「笠忠平」が78歳で出家して、正治2年（1200）2月7日に84歳で死去し、同年閏2月彼岸日に宝塔を建立したことが分かります。

なお、この種の宝塔は、県北部に稀に見られるものです。

また、年号のある宝塔では、我が国で最も古い石造宝塔の遺品であるとともに、特色ある形態を示し石造物として大変貴重なものです。



笠忠平の宝塔

県指定重要文化財（建造物）

神瀬住吉神社本殿・拝殿・覆屋・鳥居 4棟

所在地 球磨郡球磨村大字神瀬宮園乙4番地

所有者 宗教法人神瀬住吉神社宮司 尾方典雄

指定年月日 平成10年1月28日

概要

球磨川の左岸の山麓の見晴らしの良い場所に位置している。

神瀬住吉神社の本殿は三間社流造り、板葺きで、木組み等が彩色されています。覆屋については木材の表面の風化の度合いから本殿が建てられて間もないころとみられます。

拝殿は、桁行六間、梁間三間、入母屋造、板瓦葺です。屋根は、当初茅葺きと推測されるもので、後世の改造を受けています。

これらの建物の建造年は、木鼻の様式や『球磨郡神社記』の記録などから、17世紀後半ごろとみられるものです。

鳥居は、凝灰岩製で、柱に刻まれた銘文から寛保4年（1744）2月に建立されたことが分かります。

また、鳥居の額東の「住吉社」の文字は、相良33代藩主頼之の書になるものです。額東は縱の長さよりも横幅を広くした人吉・球磨の地方色を示しています。

本社は、建築当初の姿がよく保たれていて、細長い拝殿や覆屋を持つ形態であり、鳥居とともに人吉・球磨の地方色を示していて、学術的にも貴重なものです。



拝殿（右）と覆屋（左）



本殿の木組や装飾の様子

県指定重要文化財（建造物）

井沢権現社中央殿・右脇殿・左脇殿・右摂社・左摂社

5棟

所在地 球磨郡相良村大字柳瀬字出口350番地の29

所有者 井沢権現社氏子

指定年月日 平成10年1月28日

概要

井沢権現社は、「嗣誠独集覧」によると、相良氏入国以前の豪族、平川氏により建立されたと伝えられているものです。『球磨郡神社記』には、草創は不詳で天文11年(1542)に藤原長唯の再興とあります。

本殿は、覆屋の中に安置され、中央殿・右脇殿・左脇殿の3棟があります。中央殿は両脇殿よりやや規模が大きいもので、両脇殿は同規模となっています。

建造年は、木鼻や築殿などの様式から、3棟とも『球磨郡神社記』に記された再興年の天文11年ころとみられます。

中央殿と両脇殿の間には、それぞれ摂社があります。正保年中(1644～1647)に合祀されたといい板葺きの流造りの簡素なものです。屋根の反りや伝承などから、17世紀前半ころの作とみられます。

これら本殿3棟及び摂社2棟は、後世の改造もみられず、当初の姿を良く残しています。

特に本殿3棟は、同地域では他に例のない春日造りであり、また、神社本殿として人吉・球磨地方で最古の建物として、大変貴重なものです。



井沢権現社



右脇殿（左）と左摂社（右）

県指定重要文化財（古文書）

願成寺文書 3420点

所在地 人吉市願成寺町956番地 願成寺内

所有者 宗教法人願成寺代表役員 中村曳孝

指定年月日 平成7年10月11日

概要

願成寺文書とは、相良藩主の祈願寺・菩提寺である願成寺に伝わる文書648点、聖教2534点、経巻238点の合計3420点を指します。

熊本県下の寺院関係の文書では、屈指の内容を持つもので、13世紀から19世紀の範囲に及ぶものです。

嘉禎3年(1237)の「沙弥蓮佛(相良長頼)寄進状案」や、願成寺の宗教的地位を確立した第13代僧勢辰闇連の文書等をはじめ、地域の歴史を知るうえで学術的に欠くことのできない貴重な資料です。



沙弥蓮佛（相良長頼）寄進状案

県指定重要文化財（古文書）

肥後国検地諸帳 3983冊

所在地 熊本市出水2丁目5-1番地 熊本県立図書館内

所有者 熊本県

指定年月日 平成7年10月11日

概要

検地は、国郡を支配する領主が、領内の田畠を正確に把握し、過不足なく公平に税を賦課するために行われるものであり、検地帳はその台帳のことを指しています。

肥後国では、佐々成政が天正15年(1587)に検地を強行しようとして国衆一揆を引き起こしました。翌16年、太閤検地が実施されました。残念ながらこの時の検地帳は残っていません。

現存の検地帳のうち、県内最古のものは肥後を拝領した加藤清正による天正17年の検地の際のものです。その中で菊池郡、山鹿郡のものが残っています。

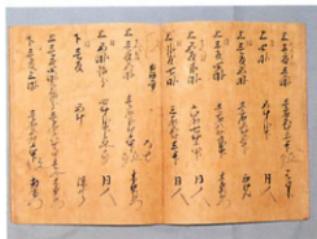
検地帳は、時代によりいろいろな名称で呼ばれます。肥後国では次のように呼ばれています。

加藤時代 「検地帳」

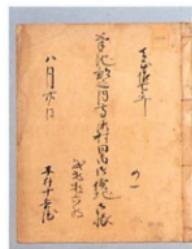
細川時代以降 「地撫帳」 「地引合帳」 「下ヶ名寄帳」

「地押帳」

総数3983冊に及ぶ検地帳は、近世の全時代に及ぶもので、これだけまとった形で残存していることは全国的に珍しく、資料的価値からみても学術的に貴重なものです。



西郷村田昌御検地御帳(天正17年2月2日)



高瀬村田昌御検地御帳(天正17年8月20日)

県指定重要文化財（工芸）

悟真寺の雲版 一面

所在地 八代市妙見町2464

所有者 宗教法人悟真寺住職 田中秀典

指定年月日 平成8年7月17日

概要

中宮山悟真寺は曹洞宗の寺で、元中7年(1390)に菊池武朝により悟真親王の菩提を弔うために建立されたもので、太原学芳を開山と伝えています。

雲版は銅製で、その寸法は、縦50.5cm、横47.8cm、緑厚1.5cm、座の径約7cmあります。

全体の形態は円形に近く、身は腰と据との境界を示すくびや突起がみられず、丸みを帯びた姿に造られています。

據座は、蓮華文らしき文様が両面に陽鋲されています。永年の使用により柄の付根付近には三筋の亀裂が見られます。

雲版には、陰刻された鎌文があります。これによると、応永30年(1423)10月吉日に水谷庵の僧侶から八代の悟真寺に寄進されたことが分かります。

この雲版は、優れた造形を持つとともに熊本県の歴史を知るうえでも貴重な資料となっています。

なお、雲版は主に禪宗寺院において、寝起きや食事の合団などの告知のために打ち鳴らすものです。どことなく、その形から雲を連想させることから、この名称が生まれました。



悟真寺の雲版

県指定重要文化財（工芸）

高寺院の木造多宝塔 1基

所在地 球磨郡山江村大字山田甲1640

所有者 宗教法人高寺院住職 郡 真賢

指定年月日 平成8年7月17日

概要

多宝塔は基壇を含めた総高は64.1cmの木造塔で8箇の部材の組み合わせからなっています。塔本体の高さは46.7cm、基壇の幅は28.0cmです。

屋根は重層で、下部軸部を方形、上部軸部を円形に造られています。素材は、杉材と青銅（八葉蓮華・風鐸・宝鏡）及び鉄（宝鏡）であり、木造部分は黒・朱・緋の顔料で彩色されています。

各部には墨書きがあり造塔の背景を知ることができます。これによると、文禄11年（1568）7月3日に死去した平等寺院主第八世「勢雅」の追善供養と、第九世「真譽」の逆修供養を兼ねて造られたこと。多宝塔の作者が「多良木村永山寺」の山伏「長光」であり、天正8年（1580）庚辰3月7日に平等寺（球磨郡須恵村阿蘇・廢絶）へ寄進されたことが分かります。

この木造多宝塔は、造塔の由来が明確で県内唯一の安土桃山期の木造塔であり、また、人吉・球磨地方の仏教文化の一端を示すものとして貴重なものであります。



高寺院の木造多宝塔

県指定重要文化財（工芸）

法淨寺の梵鐘 1口

所在地 八代郡泉村大字栗木4972番地

所有者 三道簾磨

指定年月日 平成9年7月16日

概要

法淨寺の梵鐘は、本堂の外陣に懸けられています。

梵鐘は、銅製で総長874mm、口径533mmの寸法です。乳の間の各区には、4段4列の16個、計64個の乳が造られています。このうち1個を欠損していますが、梵鐘としてはほぼ完全な姿で残されています。

撞座は、八葉復弁の蓮花文を陽鋳されています。

銘文は、池の間の1面のみにタガネで「唐牛田御庄／七所大明神鐘一口／文永五年二月十五日／大勘進僧珍増敬白」とあります。

これによると、もと肥前国（現下益城郡城南町）の七所宮の鐘であることや、「大勘進僧珍増」により文永5年2月15日（1268）に奉納されたことが知られます。

この鐘について寺本直廉（1737～1805）が『古今肥後見聞録』に、七所宮の項に「此鐘寛政六年（1794）頃ニ社人ヨリ充扒」と追記しているものです。

このように、奉納された経緯が明らかであり、熊本県で最古鉄の梵鐘であることや、金工品として優れた形態を示すものとして貴重なものです。



法淨寺の梵鐘

県指定重要文化財（工芸）

西野宮神社の梵鐘 1口

所在地 阿蘇郡長陽村河陽606

所有者 西野宮神社 責任者 級代 桥原希寛

指定年月日 平成9年7月16日

概要

延徳2年(1490)の銘を持つ西野宮神社の梵鐘は、長陽村の歴史資料館内に安置されています。

梵鐘は、銅製で総長775mm、口径417mmを測ります。乳の間には、一区画内に三段三列の9個、計36個の乳が造られていますが、うち1個が欠損しています。

撞座は、運弁を陽鍛していますが永年の使用でつぶれて不明瞭となっています。

銘は、陰刻されていて原銘は池の間四面に、追銘が池の間の第三区と第四区の間の縦帯に施されています。

これによると、延徳2年10月15日、大賀主「下田右衛門尉宇治能領」により西野宮神社に寄進されたことが知られます。

また、追銘によれば永正7年(1510)の戦により豈後に持ち去られていたものを永6年(1526)に奪い返し、再び西野宮神社へ奉納されたことが分かります。このように、奉納された経緯が明らかであり、当時の歴史の一端が知られるとともに、優れた金工品として貴重なものとなっています。



西野宮神社の梵鐘

県指定重要文化財（工芸）

東林寺の舍利容器 1基 附 舍利殿及び由緒書

所在地 人吉市浪床町3008番地 東林寺

所有者 宗教法人東林寺 代表役員 森 至道

指定年月日 平成9年7月16日

概要

舍利容器は、東林寺〔黄檗宗で延宝8年(1680)開基〕の寺宝として祀られています。

舍利容器は、正面と裏面の二面觀音開きの舍利殿内に安置されています。金銅製で櫃座・反花・敷茄子・蓮台と分造積み上げ式で、その上の水晶製宝珠形舍利壺を金銅の三方火焔で開む典型的な金銅火焔宝珠形舍利容器です。全体の高さは105mm、水晶製宝珠形舍利壺の高さは28mm、幅は22mmあります。製作時期は、蓮台の花弁が連続していることや、火焔が直線的で左右対称に作られていることなどから、15世紀から16世紀頃と推定されるものです。

舍利容器を収める舍利殿は、木造黒漆塗で、高さ146mm、幅76mmあり、各扉内面に四天王像、天井裏に竜が描かれています。

これらのものは由緒書とともに京都の鷺尾大納言隆量の娘千姫(妙光尼)が相良頼寛(1605~1636)へ嫁ぐときに持参したものと伝えられています。

千姫は入国後、東林寺開山天瑞和尚に深く帰依したことなどで知られていますが、この縁により後に寺宝となったものと思われます。

これらの品は、伝世された経緯が明らかなことや県内の優れた工芸品として貴重なものです。



舍利容器と舍利殿



由緒書

県指定重要文化財（工芸）

明導寺阿弥陀堂の鈸口 1口

所在地 球磨郡湯前町下辻5617番地

所有者 宗教法人明導寺 住職 藤岡孝教

管理団体 湯前町

指定年月日 平成9年3月14日

概要

鈸口は、国指定重要文化財明導寺阿弥陀堂内で保管されています。

青銅製で最大幅25.0cm、厚さ6.55cmのものです。面は、撞座区、内区、外区（銘帯）から成り、その境界は陽鋲圓線により、分けられています。撞座区と内区の境界と外圓線は一条線で、内区と外区の境界は二条線です。

目（側面に突き出た部分）は、中央部の左右にやや下向きに突き出し、その断面は、縦長の梢円となり下部はそのまま口へと繋がっています。左右の目からは、外区にかけて、亀裂がみられます。唇は0.9cmと狭く、このような形態は、南北朝期の典型的な容姿を示すものです。

表面の外区には、タガネで上方中央より左右に、銘文が刻まれています。右側に「肥後州宇土懸八幡宮公用之鈸口也」、左側に「天授七年(1381)辛酉四月一日捨入之願主法一敬白」とあります。このことから、天授7年4月1日に法一により宇土の八幡宮に奉納されたことが知られます。

県内で三番目に古い鈸口であり、南北朝期の基準作例を示す熊本の優れた金工品としても貴重なものです。

県指定重要文化財（工芸）

白山宮の鈸口 1口

所在地 山鹿市大字鍋田2085 山鹿市立博物館

所有者 山鹿市

指定年月日 平成9年3月14日

概要

白山宮の鈸口は、昭和49年ころに鹿本郡鹿北町大字茅生字川原谷の採石作業中に発見され、現在山鹿市立博物館に保管されています。

青銅製で最大幅が25.0cm、厚さが5.5cmあります。

面は撞座区、内区、外区（銘帯）に区分されます。その境界は、それぞれ二重の陽鋲圓線により分けられています。このうち、外圓線は内側に子持線で表現されています。

目は、中央部の左右にやや下向きに突き出し、その断面は縦長の梢円となり下部はそのまま口へと繋がります。唇は0.6cmと狭く、南北朝期の特色を示しています。

表面の外区には、タガネにより上方中央より左右に、次の銘文が刻まれています。右側に「奉施入鈸口一懸目野山白山宮御宝前」、左側に「正平廿年(1365)甲辰二月九日勤進能善坊敬白」とあります。正平20年春に能善坊が鹿本郡鹿央町米野山の白山宮に奉納したことが分かります。

奉納された経緯が明らかで、県内で二番目に古い鈸口であり熊本の優れた金工品としても貴重なものです。



明導寺阿弥陀堂の鈸口

鈸口は、社寺の堂前などに吊るされ、参拝者が網をふり打ち鳴らすものです。鈸のよう下部が口を開いていることから、この名称が生まれました。



白山宮の鈸口

県指定重要文化財（工芸）

矢津田妙栄の梵鐘 1口

所在地 阿蘇郡南小国町矢津田

所有者 下城 滉

指定年月日 平成9年3月14日

概要

矢津田妙栄の梵鐘は、現在所有者の管理の下に小堂内に懸けられています。

梵鐘は、青銅製で総長が102.5cm、口径が58.0cmあります。乳の間には、それぞれ16個、計64個の乳を作り出しています。

撞座は、永年の使用のために潰れかかっていますが、蓮座が陽鋸されています。

銘文は、池の間の4面にタガネで刻まれていて、これによると、下城城主下總介山部經賢の母妙栄の発願により、享禄4年(1531)に国土安穩息災延命等の願いを込めて、小国両神社へ奉納したことや「鉛師奉行 公次・農後國笠和郷駄原村／大工藤原氏樹新右門景次」により造られたことが知られます。

また、この梵鐘には次のような伝承があります。天正15年(1587)の肥後国衆一揆の事後処理で小国郷に入った伊予国大洲城主戸田民部少輔が、両神社の神宝とこの梵鐘を奪い帰る途中、船が損傷して梵鐘が行方不明となったそうです。その後、寛永11年(1634)細川忠利公が佐賀関宮に参拝のおり砂浜で持の据に竜頭がかかり、掘り起したところ両神社ゆかりの梵鐘であることから、再奉納されたと伝えられるものです。



矢津田妙栄の梵鐘

県指定重要文化財（考古）

「天下泰平」銘鬼瓦・桐紋鬼瓦 2点

所在地 芦北郡芦北町大字芦北2015

所有者 芦北町教育長

指定年月日 平成10年3月11日

概要

指定された2点の鬼瓦は、加藤家の支配として築城され、その後元和元年(1615)の「一国一城令」で破却された佐敷城跡から発見されたものです。

「天下泰平」銘鬼瓦は、本丸の東下の追手門跡から出土しました。その状況は瓦当面を上にして置かれ、その上に大量の瓦類が廃棄されていました。上辺の幅30.5cm、底辺の幅36.5cm、高さ25.5cm、厚さ2.5~3.5cm、重さ5kgあります。

桐紋鬼瓦は、本丸西側の本丸西門跡から発見されたものです。瓦当面を下にして置かれ、その上には多くの瓦類が堆積していました。上辺の幅39.5cm、底辺の幅68cm、高さ40cm、厚さ8cm、重さ15.5kgのものです。

2点の鬼瓦は、出土状況から膨大な平瓦、軒平瓦、軒丸瓦の破片等とは全く違った扱いを受けていることから、破城に際して特別な扱いを受けている可能性があります。

また、銘文の内容や紋様から城の持つ意義や豊臣秀吉との関連等が窺われるもので、貴重なものです。



「天下泰平」銘鬼瓦



桐紋鬼瓦

県指定重要文化財（歴史資料）

東禪寺洞春壽宗関係資料（絹本著色洞春壽宗頂相・紙本墨文書銘号説並頌・開山塔） 3点

所在地 上益城郡御船町大字辺田見848

所有者 宗教法人東禪寺 住職 藤岡孝道

指定年月日 平成8年7月17日

概要

東禪寺は、大悲寺51代住職洞春壽宗（?～1569?）により永禄7年（1562）に開かれた曹洞宗寒嚴派の寺院で御船城主甲斐宗運（?～1585）に招聘されたもので、宗運の菩提寺となっています。

「絹本著色洞春壽宗頂相」は、永禄12年（1569）の製作です。戦国時代の作ではありますが都風の形式完備した正統的な頂相（僧侶の肖像画）となっています。

「紙本墨書文銘号説並頌」は、永禄8年（1565）の制作で、格調の高い筆跡は洞春の人柄を今日に伝えています。

開山塔は、凝灰岩製ではば完成品です。その形態から、中世後期の建立とみられます。本県における中世の無縫塔として、貴重です。

これらは、中世までさかのほる希少な禅宗関係資料であるとともに、熊本の歴史を知るうえでも重要なものです。



絹本著色洞春壽宗頂相



紙本墨書文銘号説並頌



開山塔

県指定重要民俗文化財

追の庚申塔 1基

所在地 球磨郡錦町大字木上字地獄田2640番地

所有者 追集落

指定年月日 平成10年1月28日

概要

庚申塔は、民間信仰の庚申信仰により建てられたものです。追の庚申塔は、三差路の路側に立つもので、六角柱に笠石を乗せています。凝灰岩製で、庚申塔の地上高は126cmです。塔身は82.5cm、塔身の六角柱各面はほぼ24cm前後で、塔身の最大幅は36cmあります。

笠石は方形で厚さは24cm、最大幅は66cmのものです。笠石の上部にはぞ穴が見られることから当初は宝珠を持った笠塔婆型とみられます。

塔身の正面には、上部に薬師彌陀やバク（釈迦如来）、バイ（薬師如来）、タラーク（虚空藏菩薩）の三梵字と同面中央部から下部にかけて「奉庚申供養物也敬白／天文三年甲午十月廿七日」と、二行にわたり鎌文を刻んでいます。

庚申塔は、江戸中期に最も多く立てられたもので、球磨地方ではおよそ600基が現存しています。

この庚申塔は、人吉・球磨地方において天文3年（1534）に既に庚申講（待）の人々により、建立されたことが知られます。

本塔はまた、同地方における最古の庚申塔であり、熊本県の庚申信仰を知るうえで民俗学的にも貴重なものです。



追の庚申塔

県指定重要民俗文化財

平等寺の庚申塔 1基

所在地 球磨郡須恵町軒廻堂3490番地

所有者 恒松末光

指定年月日 平成10年1月28日

概要

平等寺の庚申塔は、凝灰岩製の五輪塔型であり同寺跡の敷地内にあります。

庚申塔の全体の高さは121cmで、地輪に銘文が刻まれています。

これによれば、「庚申供養逆修入数」とあることから、当時の為政者等で流行していた逆修供養により建立されたことが分かります。なお、逆修供養とは生前に死後に行う供養を行うことです。死後の供養(追善供養)より7倍の御利益があるとされています。

銘文から、天文4年(1535)11月9日に「淨山」や「妙意」をはじめ約100名の人々により建立されたことが知られます。

庚申講(待)により建立された人吉・球磨地方の庚申塔の草創期の造立の背景をうかがい知ることができるもので、熊本県の庚申信仰を知るうえで民俗学的にも貴重なものです。



平等寺の庚申塔

県指定重要民俗文化財

馬草野の庚申塔 1基

所在地 人吉市上原田字上馬草野742番地の1

所有者 相良ミサヲ

指定年月日 平成10年1月28日

概要

馬草野の庚申塔は、凝灰岩製で笠塔婆型の庚申塔です。角柱の上に笠石・請花・宝珠が見られるので、地上高は131cm、塔身部の幅は29cm、塔身の角柱は面取りされています。笠の高さ24cm、笠の最大幅は53.6cmあります。

塔身の正面上面には、印相のなかに梵字でバーンク(金剛界大日如来)を篆研彫っています。その下に「願主惠文」をはじめ18名の名前が見られます。銘文によると、天文8年(1539)11月吉日に建立されたことが分かります。

庚申講(待)により建立された人吉・球磨地方の庚申塔の草創期の造立の背景をうかがい知ることができるもので、熊本県の庚申信仰を知るうえで民俗学的にも貴重なものです。



馬草野の庚申塔

県指定史跡

徳富蘇峰・蘆花生家

指定面積 1,046.94m²

所在地 水俣市浜町2丁目122番地

所有者 水俣市

指定年月日 平成9年10月20日

概要

徳富蘇峰・蘆花生家は、評論家・歴史家として著名な蘇峰〔本名：猪一郎、文久3年（1863）～昭和32年（1957）〕と小説家の蘆花〔本名：健次郎、明治元年（1868）～昭和2年（1927）〕が生まれ育ったところです。

父一敬（号：淇水）は、酒造り、廻船、煙草等を扱っていました。明治3年（1871）肥後における実学党政権の成立とともに、熊本藩庁へ出仕することとなり熊本市大江に移り住みました。蘇峰・蘆花は、それまでの数年間をこの水俣の家で育てられています。

なお、徳富蘇峰・蘆花生家は、徳富家五代多七により建てられたものです。生家は3棟からなり、「主屋」が寛政2年（1790）、「蔵」が文化8年（1811）、「はなれ」の建築年は不明です。

徳富家が熊本へ移転した後は、明治22年（1889）に西村庄五郎へ貸し出され、さらに明治42年（1909）西村家へ売却されました。近年、水俣市の公有化に伴い修復、一般公開されたものです。

著名な蘇峰・蘆花の幼少時の生家が残されていることや、建造物としても熊本県で最も古い町屋として貴重なものです。



徳富蘇峰・蘆花生家



2階から中庭を望む

県指定史跡

高畠赤立遺跡

所在地 阿蘇郡蘇陽町大字高畠字車地1292-4

指定面積 6,606m²

所有者 三重野今朝喜

指定年月日 平成10年3月11日

概要

高畠赤立遺跡は、阿蘇外輪山南東部の標高700mの舌状台地に位置する弥生時代の遺跡です。

近年の調査により、広場を中心としてほぼ円形に配置された7戸の住居跡と土器・石器等の遺物が出土しました。

住居跡や土器等から、1世紀ごろに造られたものとみられます。

石器には、打製・磨製石鋸（いしのやじり）、砥石、石皿、石庖丁などの完成品・未製品、その他石材・剥片などが多く出土することから、石器製作が行われたことが知られます。

弥生時代の石器製作を行った小規模な集落遺跡として、重要なものです。



高畠赤立遺跡

県指定史跡

平山瓦窯跡

所在地 八代市平山新町字船河内5129 他4筆

指定面積 175.65m²

所有者 国

指定年月日 平成10年3月11日

概要

平山瓦窯跡は、球磨川左岸の山麓裾部に位置します。

南九州西回り自動車道の建設に伴う近年の発掘調査により、3基の平窯と大小14箇所の瓦窯が検出されたもので、この内の残りの良い2基の平窯を指定しました。

瓦窯は、上部の構造はほとんど破壊されていますが、下部の構造が良く保存されていました。その形態から2基とも「だるま窯」と呼ばれるものです。

出土の瓦に、加藤清正・正方の家紋がみられることから、17世紀初頭に島嶼城や八代城の瓦を焼いた瓦窯と特定され、大変貴重な遺跡です。



2号瓦窯跡

県指定史跡

佐敷城跡

所在地 芦北郡芦北町佐敷字中丁49-1 他26筆

指定面積 81,937m²

所有者 国・芦北町 他3名

指定年月日 平成10年3月11日

概要

佐敷城跡は、佐敷湾に面した「城山」と呼ばれる丘陵上にあります。薩摩街道と相良往還の分岐点であるとともに、陸海の要衝の地となっているところです。

現在みられる佐敷城は、天正15年(1587)の豊臣秀吉の九州平定後に築城されたものと推測されています。この城跡は、天正19年の薩摩の梅北国兼が佐敷城を襲い失敗した「梅北の乱」の舞台となったところでもあります。

その後、慶長年間(1596~1615)に二度にわたり改修されますが、元和元年(1615)の「一國一城の制」により破却されたと伝えられるものです。

佐敷城跡は、近世初頭の城郭の姿を良く留めており、存続期間が限られていることや、中世城から近世城への変遷を知るうえで貴重な城跡です。



佐敷城跡（中央が本丸）



佐敷城跡（本丸東門跡）

追加指定1

県指定史跡

野津古墳群

所在地 八代市竜北町大字野津字山王1ほか

指定面積 14,609m²から24,295m²へ

所有者 国・芦北町 他3名

指定年月日 平成8年2月14日

追加指定2

県指定史跡

慈恩寺経塚古墳

所在地 鹿本郡植木町大字米塚1069ほか

指定面積 1,396m²から3,787m²へ

所有者 国・芦北町 他3名

指定年月日 平成8年7月17日

県指定史跡

経塚・大塚古墳群

所在地 玉名郡天水町部田見字城ノ平1213番1他4筆
 指定面積 5,389.38m²
 所有者 田尻幸子 ほか3名
 指定年月日 平成10年9月16日

概 要

大塚古墳・経塚古墳・小塚古墳・経塚西古墳の4基からなる古墳群で4世紀から5世紀の墓造とされています。

大塚古墳は、直径42mの円墳です。

経塚古墳は、直径約40mの円墳で墳頂部に舟形石棺があります。この古墳からは、人骨1体、副葬品として外装付鉄剣・珠文鏡・管玉が出土しています。

小塚古墳は、直径約30mの円墳です。

経塚西古墳は、墳丘の変形が著しいものですが直径120mの円墳であることが知られています。

これらの古墳群は、有明海沿岸部の古墳の変遷を知るうえで、大変重要なものです。



古墳群の航空写真



大塚古墳全景

県指定史跡

国越古墳

所在地 宇土市不知火町大字国越581番の14
 指定面積 2,747m²
 所有者 不知火町
 指定年月日 平成10年9月16日

概 要

宇土半島の南岸、不知火海に面した丘陵部に位置する6世紀前半に築造された前方後円墳です。

全長62.5m、後円部直径36.2m、前方部先端幅22.5m、高さ6mあります。

墳丘上や裾部からは、円筒埴輪や人物・橋などの形象埴輪が出土しています。

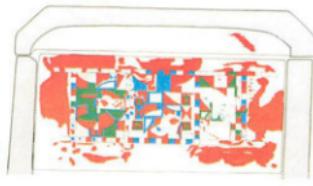
主部は、後円部の南側に開口する横穴式石室です。

内部の家形石棺に施された装飾文は素晴らしい、赤・白・青・緑の顔料で直弧文などが描かれています。

また、銅鏡3面・銅椀・金環・銀環・勾玉・鉄器・須恵器などの豊富な副葬品が出土した古墳としても重要なものです。



国越古墳（横穴式石室の開口部）



国越古墳家形石棺装飾文実測図

名称変更1

県指定重要文化財（建造物）

宮原觀音堂（厨子共）1棟

名称変更 岡原觀音堂から宮原觀音堂へ
 所在地 球磨郡宮原村大字宮原城山17
 名称変更年月日 平成9年3月14日

名称変更2

県指定重要文化財（工芸）

活人形谷汲觀音像 1躯

名称変更 塑像巡礼姿觀音立像から活人形谷汲觀音像へ
 所在地 熊本市高平2-20-35
 名称変更年月日 平成9年3月14日

県指定天然記念物

池尻の唐笠松 1本

所在地 上益城郡矢部町大字上川井野字池尻180番地の6

指定面積 1,117m²

所有者 上川井野部落共有地 代表山下吉弘ほか41名

指定年月日 平成8年2月14日

概要

丘陵南端に位置する草原のなかの独立樹です。その樹形が唐笠を広げた形にしていることから、唐笠松とよばれ親しまれています。

樹齢は300年以上とみられ、樹高8.4m、枝張りは東西22.4m、南北24.5m、目通し幹周3.13mほどあります。



池尻の唐笠松

県指定天然記念物

永目神社のアコウ 1本

所在地 天草郡姫戸町大字姫浦3947番2

指定面積 507m²

所有者 宗教法人永目神社 代表役員 大川貞良

指定年月日 平成8年2月14日

概要

永目神社は、八代海を南西に臨む平地にあります。アコウは、この神社の境内にあり、人々の憩いの場になっています。

樹齢は300年以上とみられ、樹高15m、根回り11.2m、目通し幹周9.8mあります。幹周は、全国で第3位、県内第1位の大きさを誇るもので



永目神社のアコウ

熊本県の指定文化財件数

平成11年3月15日現在

区分	計	有形文化財										記念物				
		小	建	絵	書	典	古	彫	工	考	歴史	無形文化財	民俗文化財	史	名勝	天念記念物
		計	造	物	画	路	籍	書	刻	芸	古	資料	古	跡	勝	
平成10年	2,762(8)	1,408	522	74	137	2	55	275	218	7	38	7	288	683	34	342(8)
国 指 定	115(7)	56	23	2	8	0	3	11	5	4	0	1	2	27	5	24(7)
県 指 定	369(1)	203	45	10	28	0	2	53	54	10	1	3	39	85	2	37(1)
市町村指定	2,278	1,149	454	62	101	2	50	211	159	73	37	3	247	571	27	281

()は、地域を定めず指定しているもの(再掲)。市町村は平成10年5月1日現在の指定件数です。

文化財通信くまもと 第16・17合併号

発行 熊本県教育厅文化課 平成11年3月31日

〒862-8609 熊本市水前寺6丁目18番1号

☎096-383-1111

印刷 (株)ハタノ

10 教委 文教

③ 016